

国際分類第12-2023版対応の作成に当たり

第32回ニース国際分類専門家委員会は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、物理的参加とオンライン参加によるハイブリッド会合として、令和4年4月25日～4月28日に開催されました。そして、同委員会における議論の結果、来年1月に発効する国際分類第12-2023版が決定されました。

この国際分類第12-2023版に対応するため、商品及び役務の区分に属する商品又は役務が掲げられている商標法施行規則別表について所要の改正を行う、商標法施行規則の一部を改正する省令が令和5年1月1日に施行されます。（令和4年経済産業省令第100号 令和4年12月15日公布）

そこで、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第12-2023版〕」においては、商標法施行規則の一部改正に対応した改訂を、また類否関係をより明確にすべく、一部の商品及び役務について表示の明確化等を行いました。

主な変更点は以下のとおりです。

（1）国際分類及び省令別表の改正に即した改訂

例) <類移行> 第25類「水上スポーツ用特殊衣服」 → 第9類

<追加> 第42類「望遠鏡の貸与」

（2）表示の明確化・充実化等に伴う改訂

例) <追加> 第10類「業務用超音波美顔器」

<追加> 第45類「雑踏警備」

本審査基準が、商品又は役務に関する審査の円滑な運用に資することを望みます。

令和4年12月

特許庁審査業務部商標課長

高野 和行